

みなし通知電気工事業者は、その営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に以下の標識を掲げなければならない。

※自家用電気工作物に係る電気工事のみを行う方で、かつ、建設業許可を受けている方

様式第16の2（第12条）

通 知 電 気 工 事 業 者 通 知 済 票	
通 知 先	千葉県知事み通第〇〇〇〇〇〇号 ①
通 知 の 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ②
氏 名 又 は 名 称	株式会社〇〇〇〇 ③
代 表 者 の 氏 名	〇〇 〇〇 ④
営 業 所 の 名 称	〇〇〇〇〇〇〇 ⑤

(備考)

- 1 営業所の名称は、これを掲示する営業所に係るものに限る。
- 2 標識に記載する事項は、受理通知書や開始通知書等を参考とすること。
- 3 内容に変更が生じたときは、速やかに修正するとともに変更通知書を提出すること。

参考

電気工事業開始通知受理通知書	様式第21（第26条） 電気工事業開始通知書
住 所	住 所
氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③	氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③ 法人にあっては 代表者の氏名 〇〇 〇〇 ④
上記の者について、次のとおり電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定による通知があったことを証明します。 令和 年 月 日 千葉県知事	電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた・・・ 2 電気工事業を開始した年月日 3 営業所 営業所の名称 〇〇〇〇〇〇〇 ⑤ 営業所の所在地
1 通知年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ②	
2 通知番号 千葉県知事み通第〇〇〇〇〇〇号 ①	